

に関する情報をコーデックス事務局が取りまとめた討議文書に基づき議論されたが、以下のように意見は二分された。

- ①「部会ごとにコンセンサスの取り扱いが異なることから、定義が必要である」「コンセンサスの定義は、正式な反対意見がないことである」
- ②「コンセンサスと全員一致は異なる」「コンセンサスはプロセスが大事であり、定義を決めることは、むしろこのプロセスを妨げる場合がある」「コンセンサスに到達するための具体的な方法を議論すべき」

・その結果、以下の7点を第32回総会に報告することとされた。

- (1)議長用パンフレットを作成し、議長以外も参照することができるようすること
 - (2)議長同士の非公式会合やCCEEXECを活用すること
 - (3)議長会議を少なくとも一年に一度開催すること
 - (4)手続きマニュアルの「コーデックスの各部会の議長ガイドライン」の中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記すること
 - (5)コンセンサスの定義については、作成の必要性の有無も含めて意見が二分されること
 - (6)加盟国代表団用にもコンセンサス形式に関するパンフレットの作成を検討すること
 - (7)各部会の最終日に、議長に対する評価用紙を用意すること
- ・第25回会議において、コンセンサスの概念とコーデックスにおけるその適用に関連し、手続きマニュアルの「コーデックスの各部会及び特別部会の議長向けガイドライン」の中に、議論が膠着した場合のファシリテーターの活用を明記すること等について決定した際、これに関連して、当ガイドラインに「実質的な問題 (substantive issue)」に対し正当な理由に基づく継続的な反対があった場合、議長は、コンセンサスが得られたと決定する前に、対立する議論を調停することによって、その意見が考慮されるようにすべき」との一文を追記すべきとマレーシアが提案したが、合意が得られなかった。
- ・第26回会議(2010年4月)では、本提案を支持する意見も出されたが、他方、以下の様な意見が出された。

- i)提案文中にある“justify”をどう判断するかが問題であり、その適用は困難であるため別の用語に置き換えるのが適当である
- ii)対立する意見をいかなる状況でも完全に調停することは不可能であり、「調停するよう努力する」と書き換える

るのが適当である

- iii)コンセンサスを得るには、議長のみならず、会議に参加する加盟国らも責務を有していることを考慮すべき
- ・我が国は、現在のガイドラインで必要事項は十分に網羅されており、さらなる変更は必要ないとの意見を表明した。
- ・議論の結果、提案文書に必要な修正を加え、「討議の中、意見の対立がある場合、議長はコンセンサスが得られたかどうか判断する前に、対立する議論を調整するよう努めることによって、関心を有するメンバーの意見が確実に考慮されるようにしなければならない。」とすることで合意し、第33回総会での採択を諮ることとなった。

(7)討議文書の配布、報告書の長さ及び内容

- ・第32回総会において、①コーデックスの各会合の資料のタイムリーな配布（全てのコーデックス言語で同じタイミングで作成）及び②会議の報告書の長さ及びその内容に関し、チリが作成する討議文書に基づいて、第26回会議で議論することとなっていたもの。
- ・第26回会議(2010年4月)において、各国から、以下のような意見が出された。
 - ①会議資料の翻訳と配布の遅延は、リソースと関連しており、具体的な調査をすることが重要であること
 - ②報告書の長さ及び内容については既に手続きマニュアルに規定があること
 - ③音声録音などは透明性を高めるための有用な手段となりうこと
- ・我が国も、会議資料の配布の遅延に関連し、実態を比較調査するのが適当ではないかと提案したのに対し、コーデックス事務局は、今後の事象には対応できるが、過去の配付状況を調査するのは困難である旨の回答があった。
- ・議論の結果、本討議文書を2010年秋に開催が予定されているラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会で検討するとともに、他の地域調整部会へも参考情報として配布することが合意され、本件は次回会合で引き続き検討する事項であることが確認された。

(8)ステップ8で保留されたコーデックス規格案等

- ・コーデックス規格及び関連文書の策定に関する手続き規定の第5項には、総会は規格案又は原案を最終採択せずにそのままステップ8に保留することができる旨の規定があるが、その場合の具体的な条件や、その後、最終採択に向けて何をすべきかについてのガイダンスが存在しないことから、新規作業として、そうしたガイダンスを策定する必要があるとの指摘が多くの国からあった。
- ・第26回会議(2010年4月)において、議論

した結果、オランダとカナダを共同議長とする新たな電子作業部会の中で以下の事項に関する討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。

- a) 上述の第 5 項に関連して現在起きている事象の調査結果
- b) リスク分析の原則に沿って規格案又は原案が関連部会で策定されたにもかかわらず総会においてそれらがステップ 8 に保留されている事象についての具体的記述

(9) 経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズムと様式

・第 26 回会議(2010 年 4 月)において、マレーシアとブラジルが共同議長を務める新たな電子作業部会の中で以下の討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。

- a) 個々の規格案やその規定の経済的影响について各国が提出したステートメントを検証するメカニズム案
- b) 上記メカニズム案に関連する規定案
- c) 各国が当該ステートメントを作成する際の様式案

E. 27 回会議に向けた各国の動向

(1) 【CCGP27 議題 3】ステップ 8 で保留されたコーデックス規格案

1. 回付状による意見の収集

・最初に回付状によってコメントを募集し、以下の通り、ステップ 8 で保留になっている規格の明確化を行った。

- 1) ステッププロセスによる当該規格の策定に関する背景情報（特に、部会レベルでの決定内容）
- 2) 関連の専門家組織からの科学的助言（該当する場合）
- 3) コンセンサスが得られなかった問題の明確化
- 4) なぜこれらの問題が解決できなかつたかの分析

2. ディスカッションペーパーの作成

・最初に得られた情報によって、多くのポイントが明らかになった（ディスカッションペーパーのパラグラフ 8～15 を参照）。

・これらの情報を考慮した上でディスカッションペーパーの初稿が作成され、回付された。

・寄せられたコメントに基づき、第 2 稿が作成され、回付された。

・その後、電子作業部会参加者からのさまざまな提言を入れた第 3 稿が作成され、全てのコーデックス加盟国とオブザーバーに回付された（デ

イスカッションペーパーのパラグラフ 59 を参照）。

3. 電子 WG での討議結果

- ・どの提言を受け入れ、実行するかの判断は CCGP に委ねられる。
- ・議長に対するガイダンスについては、ほぼ全員一致で、新たなガイダンスをコーデックス手続きマニュアルに追加する必要はないという合意に達した。
- ・複数の加盟国から、「他の妥当な要因」の問題を再度採り上げるべきだという意見が出され、リスク管理に関する決定を下す際の枠組みの明確化、「原則の 2 で言及した他の要因の検討基準」の適用に関するガイダンスの明確化が必要であるという意見が示された。
- ・他の加盟国は、「他の妥当な要因」の問題を再度採り上げることには反対であった。
- ・電子作業部会としては、上記基準の適用・解釈に関する電子作業部会参加者の意見はディスカッションペーパーに入れないという結論になったが、CCGP において加盟国がこれらの問題を提起するのは自由である。

○電子 WG 参加者から最初に得られた情報に関する検討・討議

- ・ステップ 8 で保留になった多くの規格の例から、その理由として以下の 3 点が整理された。

- 新たな科学的助言又は別の部会からの追加のガイダンスを入手し、CAC で検討できるようにするため
- 文書全体を当該下部組織に戻さずに、規定を最終的に決定する機会を与えるため
- どのように進めればよいかに関してコンセンサスが得られなかつたため

○電子 WG 参加者から最初に得られた情報の要約

- ・ステップ 8 で規格を保留することが、追加のステップを踏んだ上でコンセンサスに至るための有用な手段となっている場合もあるように思われる。
- ・しかし、規格が CAC に提出されても、コンセンサスを妨げている問題が下部組織レベルで解決されていない場合も存在する。
- ・ステップ 8 におけるコンセンサスを妨げる要因は、ステップ 8 以前の策定手続きでも規格の進捗を阻んでいる。
- ・ステップ 8 で保留になっている全ての規格のうち、遺伝子組換えウシソマトロピン (rBST) とラクトパミンに関する規格以外は、全て CAC で採り上げられている。したがって、この 2 つの規格に焦点を当てれば、どのような要因がコンセンサス実現を妨げているかについて、何らかの洞察が得られるはずである。
- ・両規格に関する CAC や部会のさまざまな報告書を検討すれば、コンセンサスを妨げる主要な

要因が、科学的要因以外の要因や WTO にかかる問題であることが示唆されるのではないかと思われた。

○分析

- ・各種会議の報告書及び提出されたコメントを検討する中で注目されたのは、上記の MRL の採択に反対する人々は、消費者の好みや消費者の信頼感への影響、あるいは国内法で禁止されているなど、科学的要因以外の問題に基づいて反対を表明しているという点である。さらに、人々の健康への影響を懸念して反対する人々もいた。
- ・しかし、JECFA（コーデックスにおいて CAC に助言を行う、権威あるリスク評価機関）では両物質に関して、適正農業規範／適正畜産規範に従って使用すれば、人々の健康に有害な影響を及ぼすことはないと結論づけている。
- ・したがって、これらの事例が CAC でコンセンサスを得られなかった根本原因是、「他の要因」及び WTO にかかる問題にあるように思われた。

○コーデックスの権限の境外の要因

- ・規格は、コーデックス手続きに従い、科学的根拠に基づいて設定され、コーデックスにおける科学的プロセスは、JECFA や JMPM などの科学的機関によって独立に実施される。
- ・一方で、それぞれの国には、自国のリスク評価及び自国の公衆衛生保護レベルを適用する権利があるが、その評価は、「政府が適用するリスク分析の作業原則」に合致していることが必要である。
- ・「コーデックスの意思決定プロセスにおける科学の役割と、その他の要因の検討範囲に関する原則について」は、「他の要因」をどのように意思決定プロセスに取り入れるべきかについて一定の指針を示すために作られた。
- ・「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則」では、他の妥当な要因の検討を認めており（28条）、対策措置を設ける際には「必要以上に貿易を制限することのないように」しなければならないとも述べている（34条）。
- ・したがって、国際規格を設定する中でリスク分析を適用する場合、科学的要因以外に考慮すべき他の要因は、消費者の健康保護及び公正な食品貿易の実践に関連した要因のみに限られる。
- ・ここで問題となるのは、国際規格設定プロセスから見て妥当ではない要因のためにコンセンサスが得られない場合に、現行のコーデックスのメカニズムでは、CAC がどのように作業を進めるべきかについて手続きが示されていないということである。
- ・したがって、検討すべき問題は、規格の採択に対する反対意見が健全な科学的根拠に基づいて

おらず、世界的に適用可能な他の要因にも基づいていない場合に、CAC がこの状況にどのように対処すべきかという点であり、さらに、進捗を妨げている貿易上の問題に CAC がどのように対処すべきかという問題もある。

- ・「コーデックスの意思決定プロセスにおける科学の役割と、その他の要因の検討範囲に関する原則について」では、CAC の判断の根拠については明確に述べられているが、コーデックスの権限の境外の要因によってコンセンサスが得られない場合に、議長がこれらの原則をどのように適用すべきかに関しては、明確な指針は示されていない。

○第 27 回 CCGP に対する提言／検討事項

- 1) 現行の規格設定手続き、失敗の認識、難題について、コーデックス加盟国が自由に、率直に議論できるようにするために、ディスカッションを促すか、又はワークショップを行う。
- 2) 議長に対する新たなガイダンスをコーデックス手続きマニュアルに追加する作業は行わない。ただし、現行のガイダンスが全ての部会で一貫して適用されるようにするために、議長に対する研修や支援を行う必要がある。
- 3) コーデックス手続きマニュアルを改訂する新規作業を開始し、第 2 部「批判的検討」、新規作業もしくは規格改訂の提案、又は作業優先順位の確立に係る基準の改訂の提案におけるプロジェクト文書の内容を改訂することで、規格策定時に生じうる難題を早期に明確化できるようにする。これらの議論には、透明性の原則を取り入れることが必要である。
- 4) 「問題・懸念を表明するための書式」（Concern Form）を取り入れる。この書式は CCPR で用いられているが、他の部会で利用できるようにするには修正が必要になると思われる。
- 5) コーデックス手続きマニュアルに示された策定手続きを修正し、「コーデックス規格と関連文書の作成手順」のパラグラフ 5 の最後の文、「CAC によって、規格はステップ 8 で保留になることもある」を削除する。
- 6) コーデックス手続きマニュアルを改訂し、当該規格を世界的規格として採択するというコンセンサスが得られない場合は、地域ベースで規格を採択できるようにする。
- 7) ステップ 8 の段階で規格が一定年数保留されている場合は投票を行うという観点から、投票に関する手続き規則を再検討し、規則 XII.2 の第 2 文の明確化を行う。

(2) 【CCGP27 議題 4】経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズム

1. 検討点

- ・経済的意味合いを考慮することについては、コーデックス手続きマニュアルの「コーデックス規格と関連文書の作成手順」の項に、既に規定が示されている。
- ・規格作成手順のステップ 3、5、6、8 の規定では、当該規格案が自国の経済的利害に及ぼしうる影響を含むあらゆる側面について、コーデックス加盟国に意見を述べる機会が設けられている。
- ・しかし、加盟国がこうした意見をどのように提出すればよいかという点や、経済的懸念に関するこの種の提出書類の形式については、コーデックス手続きマニュアルでも他の文書でも策定されていなかったため、「経済的影響に関する意見を検証するためのメカニズム」を設けることになった。
- ・これにより、各コーデックス部会において策定中の規格がもたらす経済的意味合いを検討する際には、常に統一された手続きが適用されることになる。

2. 電子作業部会への付託事項

- ・個々の規格案の一部やその規定の一部が自国の経済にもたらす意味合いについて、各国政府から提出された経済的影響に関する意見を検証するためのメカニズムを設けること（かかる経済的影響に関する意見を提出するための様式又は統一された形式の設定を含む）。

3. 電子作業部会の作業プロセス及びスケジュール [本文中の表を参照]

4. 電子作業部会の協議プロセス

- ・協議は 2 回行われた。初回の協議では、以下の 5 つの疑問に対する情報収集が行われた。

1. 策定中の規格が自国の経済的利害に及ぼしうる影響について、コーデックス加盟国が意見を表明する際には、どのような種類の情報を提出する必要があるか。
2. どのような経済的影響が考えられるか、またどのような関係者に影響が及ぶと考えられるか。
3. 経済的影響に関する意見を提出するための様式又は統一された形式について、モデルを提示せよ。
4. かかる経済的影響に関する意見を提出し、検証するためのメカニズムにはどういうものがあるか。
5. 経済的影響に関する意見をどのように評価すべきか。

- ・初回協議の報告書を電子作業部会の全参加国に回付し、2 回目の協議においてさらに意見を求

めた。

5. 各国の回答の記録

6. 各国のコメントの分析と要約

10 カ国から寄せられた回答は、以下のように 3 群に分けることができる。

1. 本電子作業部会への付託事項に直接回答のあった 5 カ国：

- (a) 5 カ国の中 4 カ国（エジプト、マレーシア、フィリピン、ウルグアイ）は、経済的影響に関する意見を検証するメカニズムを設けるという CCGP の付託事項の修正案に明確な賛同を示した。こうしたメカニズムがあれば、加盟国が意見を出しやすくなり、統一された透明性の高い方法で提出・検証することが可能になるというのが、上記の国々の見解であった。経済的影響に関する意見を検証するためのメカニズム、さらに提出の形式・様式も提案された（本報告書の付属文書 1 を参照）。
- (b) ノルウェーからは、経済的影響に関する意見を検証するための様式が提示された。

2. EU：

- ・EU は、既にコーデックス手続きマニュアルに適切な規定があるため、この目的のために新たなメカニズムを設ける必要はないとの論じた。
- ・ただし、コーデックス加盟国からこうした問題が提起されれば、CCGP は、規格案の経済的影響を考慮することの重要性を他のコーデックス部会に思い出させることができる。また、コーデックス規格案が自国の経済的利害に及ぼしうる影響について意見書を作成する際に、加盟国が検討すべき問題について一般的な指針があれば有用ではないかという意見も出された。（全てを網羅したものではないが）経済的影響の分析に関連する諸側面についてのリストも提示された。

3. 4 カ国（オーストラリア、カナダ、日本、米国）：

- ・4 カ国は経済的影響に関する意見を検証するメカニズムや様式を設定することに明確な反対を示した。
- ・コーデックス手続きマニュアルの「コーデックス規格及び関連文書の策定手続き」には既に規定があり、加盟国はこの規定に従って、特定の規格がもたらしうる経済的影響について懸念を表明することができるというのが、これらの国々の見解であった。

7. 提言

本電子作業部会の討議に参加したのは 10 カ国にすぎなかった。したがって、次回の CCGP 会議でこの問題を取り上げ、全ての加盟国がこの

問題について十分に協議することが望ましいと思われる。

(3) 【CCGP27 議題 5】コーデックス各部会におけるリスク分析方針の再検討

a)" Hazard" の用語の定義

1. 背景

- CCGP26(2010年4月)において、CRNのオブザーバーから、ハザードの定義に関する以下の指摘がなされた。

コーデックス手続きマニュアルのハザードの定義では「物質・因子(agent)」という表現が用いられているが、栄養素のリスク評価に関する権威ある学術文書の定義では「作用・影響(effect)」という表現が用いられている。

- そこで、同オブザーバーから、コーデックス手続きマニュアルの「ハザード(危害要因)」の定義に以下の脚注を追加するという提案がなされた。

「ハザードを「物質・因子」とする本書の定義は、複数のコーデックス部会がリスク分析に関する文書の中で挙げている、多くの権威ある学術文献が採用する「作用・影響」という定義とは異なるものである。ただし、このような定義の違いがあるからといって、『リスク分析の作業原則』の解釈や適用に矛盾が生じると考えるべきではない。」

- CCGP26ではこの提案について結論は得られなかったため、関連部会に上記の提案を提示して助言を求め、次回会議でさらにこの問題を検討することにした。

2. CCNFSDU、CCFH、CCFA、CCCF、CCPR、CCRVDFからの意見

①CCNFSDU(栄養・特殊用途食品部会)

- 当部会では、定義を改訂する必要はないという合意に達した。

②CCFH(食品衛生部会)

- 提案は栄養素のリスク評価に関するものであり、CCNFSDU32(2010年11月)では定義を修正しないという判断が下されている。
- したがって、当部会では、この問題に関してこれ以上議論する必要はないという合意に達した。

③CCFA(食品添加物部会)

- 当部会では、現行の定義を改訂する必要

はないという合意に達した。

④CCCF(汚染物質部会)

- 提案は栄養素のリスク評価に関するものであり、CCNFSDU32では定義を修正しないという判断が下されている。
- したがって、当部会では、この問題に関してこれ以上議論する必要はないという合意に達した。

⑤CCPR(残留農薬部会)

- 本提案は栄養素のリスク評価に関するものであり、CCNFSDU32では既に、定義を修正しないという判断を下している。
- したがって、当部会では、この問題に関してこれ以上議論する必要はないという合意に達した。

⑥CCRVDF(残留動物用医薬品部会)

- 残留動物用医薬品のリスク分析という点から見て、現行の定義は適切であるという見解が複数の代表団から示され、CCGPの提示した問題は、どちらかというと栄養に関する特異的なものであり、栄養学的問題に適用されるリスク分析の文脈で採り上げた方が適切であるという意見が出された。
- したがって、当部会では、現行の「ハザード」の定義を改訂すべきではないという合意に達した。

b) 再検討の状況

1. 背景

- CCGP26(2010年4月)において、各コーデックス部会によるリスク分析方針は概ね「リスク分析の作業原則」に添って作成されていると判断され、CL 2010/1-GPに示した検討内容をそれぞれの部会に提示し、部会内でリスク分析方針の再検討を求めるに至った。
- 今回のCCGP27では、各部会から提示された情報について考察する。

2. CCNFSDU、CCFH、CCFA、CCCF、CCPR、CCRVDFからの情報

①CCNFSDU(栄養・特殊用途食品部会)

- CCGPからは、リスクコミュニケーションに関する具体的な規定が「栄養学的リスク分析の原則」に含まれていないこと、一部のセクションについて順序を再検討した方がよいこと、必要に応じてさらに詳細な「原則」を作成してもよいのではないかということが指摘された。

- しかし、「栄養学的リスク分析の原則」は2009年にCACで採択されているため、当部会では、再検討は不要であり、現時点で

は時期尚早であるという合意に達した。

②CCFH（食品衛生部会）

- ・CCFH42（2010年11月）では、CL 2010/1-GP の勧告を考慮に入れ、2008～2013年の戦略計画の活動2.2に沿って簡素化するという観点から、リスク分析の原則及び手続きを再検討することになった。
- ・CCFH43（2011年12月）では、改訂された「コーデックス食品衛生部会が適用するリスク分析の原則及び手続き」を、CCFHによる作業プロセスについて述べた付属文書とともに、CCGPを通して第35回CAC総会（2012年7月予定）に提出し、採択を求めることで合意が得られた。

③CCFA（食品添加物部会）

- ・リスク分析の原則をCCFAとCCCFに分けること：
リスク分析の原則をCCFAとCCCFに分けるのは有用であり、それによって、各部会のニーズに応じてそれぞれ別個に文書を作成することが可能になる。そのため、CCFAはコーデックス事務局に対し、CCFAが適用するリスク分析の原則案を現行の文書に基づいて作成することを求め、次の会議で検討することになる。
- ・動物飼料に対してCCFA及びCCCFが適用するリスク分析の原則の適用可能性：動物飼料に対応するために「CCFA及びCCCFが適用するリスク分析の原則」を修正するという案は、CCFAの作業とは直接関連がない。
- ・コーデックス部会のリスク分析方針の再検討(CL 2010/1-GP)：
リスク分析の原則の現行のフォーマットは適切であり、現時点では原則の形式を変更ないしは再検討することにメリットはない。したがって、CCFAでは活動2.2は終了したとみなした。

④CCCF（汚染物質部会）

- ・CCGPでは、各コーデックス部会によるリスク分析方針が、概ね「リスク分析の作業原則」に添って作成されていると判断され、「原則」の改訂に関する作業は不要であるということになった。
- ・しかし、リスク分析の原則を食品添加物と食品汚染物質に分けるというCCFAの決定、動物飼料への適用のために「原則」を改訂する必要があるというCACからの要請を考慮し、CCCFでは、以下の目的で電子作業部会を設置することになった。
 - 食品及び飼料中の汚染物質及び天然毒素に関して、リスク分析の原則を

別途作成する

- 「原則」の中で、飼料への適用可能性についてさらに詳しく規定する必要があるか否かを検討する
- 他に、現行のリスク評価の用語と整合性をとるために、「原則」で用いられている用語を改訂しなければならないような修正があれば、それについて検討する

⑤CCPR（残留農薬部会）

- ・「リスク分析の作業原則」との整合性及び動物飼料への適用可能性に関連した「CCPRが適用するリスク分析の原則」の改訂は、現在進められている「リスク分析の原則」の改訂の枠組み内で検討する必要がある。
- ・CCPRでは、電子作業部会を設置し、優先事項としてMRLの定期的な再検討に関する改訂案を作成すること、及び可能であれば、次回会議で検討するために「リスク分析の原則」の文書全体を見直すことで合意した。

⑥CCRVDF（残留動物用医薬品部会）

- ・動物飼料に対してCCRVDFが適用するリスク分析の原則の適用可能性：
CCRVDFでは、「CCRVDFが適用するリスク分析の原則」の修正案を回付して意見を求め、次回会議で検討することになった。
- ・コーデックス部会のリスク分析方針の再検討(CL 2010/1-GP)：
CCRVDFでは、以下の作業のために電子作業部会を設置することにした。
 - (i) CCRVDFが適用する現行のリスク分析の原則及びMRLVDを設定するためのリスク評価方針を適宜改訂、更新する。
 - (ii) 特に重視する点：
 - 3-2項「リスク管理オプションの評価」の改訂
 - JECFAが推奨するADI及び／又はMRLは示されていないが、ヒトの健康に関して具体的に懸念される点があるか、又は情報が欠如している動物用医薬品について、リスク管理及びリスクコミュニケーションに関する勧告を示すこと
- ・さらに、CCRVDFでは物理的作業部会も設置し、次回会議の直前に作業部会を召集して、作業文書及びコメントについて検討することにした。

(4)【CCGP議題6】一般原則部会の付託事項 (Terms of reference)の修正案

1. 背景

- ・CCGP25（2009年3月）では、CACに対し、当部会の付託事項の2番目の文を削除することを提案した。この文章では承認手続きに言及しており、また過去の活動には言及しているが、現在の当部会の責務については述べていないためである。
- ・CACでは、一部の規定の削除に関してコンセンサスが得られていないという理由で、この修正は採択されず、CCGPに対して付託事項の再検討が要求された。
- ・CCGP26（2010年4月）では、CL 2009/37-GPに示された事務局の提案を検討したものとの結論には至らず、会議で修正した付託事項を回付し、角括弧に入れた経済的影響に関するパラグラフ（以下の2を参照）について意見を求めるようになった。
- ・修正した付託事項については CCGP27 でさらに検討し、また電子作業部会の結果に基づき、経済的影響に関する議論も進めることになった（議題4を参照）。

2. CCGP の付託事項に対する修正原案

- ・CCGP の付託事項を以下のように修正する。

「コーデックス委員会又はその下部組織及び執行委員会から付託された手続き上の問題や一般的問題に対処すること。

コーデックス手続きマニュアルに追加するために下部組織から提出された、手続きに関する規定や文書を審査し、承認すること。

コーデックス手続きマニュアルの修正案をコーデックス委員会に提出すること。

かかる問題には、以下のようなものが挙げられる：コーデックス食品規格の目的や適用範囲、コーデックス規格の性質、各国によるコーデックス規格の承認形態を定める一般原則の設定。コーデックス部会のためのガイドライン作成。

[個々の規格の一部やその規定の一部が自国の経済にもたらす意味合いについて、各政府から提出された経済的影響に関する意見を検討するメカニズムを設けること。]

食品の国際貿易における倫理規範の設定。

3. CL 2010/22-GPに対するコメント

①EU

- ・EU加盟国（MSEU）は、ALINORM 10/33/33 の付属文書 IV に示された付託事項修正案を支持する。
- ・付託事項修正案の内容は一般的な性質のものであり、これによって、CCGPがあらゆる手続き上の問題を検討することが可能になると考えられる。

- ・それゆえ、具体的な作業項目に言及する必要はないため、角括弧内のパラグラフを削除することを提案する。

②日本

- ・CCGP26で提案され、承認された挿入と削除には賛成だが、角括弧内の文章は入れない方がよい。
- ・付託事項修正案の内容は一般的な性質のものであり、これによって、CCGPがあらゆる手続き上の問題を検討することが可能になると考えられる。付託事項の項では、作業に関する具体的な事柄に言及する必要はない。

③マレーシア

- ・経済的影響の検討に関する規定は「策定手続き」のステップ 3、5、6、8 に既に含まれているが、規格原案の協議の中で経済的影響に関する意見をどのように、またどの程度まで検討するかについて、詳しい指針が示されている方が有益であると思われる。
- ・したがって、経済的影響に関するパラグラフは、角括弧を外して残した方がよい。

（5）【CCGP27 議題 7】コーデックスと OIE の合同規格の策定

1. 背景

- ・CCGP25（2009年3月）においてOIEから当部会に対し、合同規格作成の取決めの検討について提案がなされた。事務局では、この問題に関するディスカッションペーパーを作成した。
- ・CCGPは、コーデックス事務局から作業文書 CX/GP 10/26/8 を含む回付状を送付して加盟国のコメントを求め、第27回CCGPでこの問題についてさらに議論することで合意した。

2. 各国のコメント

①オーストラリア

- ・わが国は、コーデックスとOIEがそれぞれの組織の枠組み内で、国際規格の作成において継続的に協力し合うことを支持する。
- ・合同規格に利点があるのは確かだが、両機関の規格作成プロセスには大きな違いがあるため、合同規格の実施は現実には不可能だと思われる。
- ・これまで、コーデックス手続きマニュアルに記載されている既存の協力体制は、OIEとの間で有効に働いてきた。むしろ、各国のコーデックス担当者とOIE担当者の間で協力・協調関係を強化する方が重要であり、実現も容易であると考えら

れる。

- ・それによって、当該国の代表団が OIE とそれに関連するコーデックス部会において互いに相補的な立場をとることができれば、規格作成における重複や情報のずれも回避されると思われる。さらに、OIE の動物由来食品の安全性確保のための作業部会とコーデックスの関係強化も推奨される。
- ・透明性を高め、重複を避けるために、OIE は関連のコーデックス部会に対し、今後も継続的な活動報告を行うべきである。

② ブラジル

- ・コーデックスと OIE の協力関係は、両機関が実り多い活動を行っていくうえでの基本である。
- ・しかし、両機関の組織構造や性質、規格策定手続きには大きな違いがあり、これらの点を考慮すると、コーデックスと OIE の合同規格作成の条件は望ましいとは言えない。
- ・ゆえに、コーデックスと OIE が共同で規格を策定するための現行の体制を維持すべきである。

③ コロンビア

- ・わが国は、重複や矛盾を避けることを目的としたコーデックス／OIE 合同規格の作成を支持する。
- ・それには、規格又は関連文書作成の初期段階で密接な協力関係を維持することが重要であり、そのために、両機関が効率的に活動成果を挙げるための技術的な基準やガイドラインを設定することが重要であると考える。

④ EU

- ・EU 加盟諸国（MSEU）は、コーデックスと OIE の権限が重なり合う領域において、両者の間に隔たりや矛盾、重複が生じることを避けるべく、今後も OIE と密接に協力していくことを支持する。
- ・この協力関係は、これまでも一定以上の成功をおさめてきた。MSEU は、原則的には、コーデックス／OIE 合同規格の価値を認識しているが、そうした規格の作成には重大な障害が存在する。それは、コーデックスと OIE の手続きが異なる点にある（特に、規格の採択手続き）。CL 2010/22-GP に添付された「合同規格作成手続き」案は、そうした障害を全て解決するものではない。
- ・また、「共同組織」を設けるために煩雑な手続きが新たに発生するリスクも無

視できず、それによって余分なコストや組織内の作業、規格作成の遅れが生じる可能性もある。

- ・「規格及び関連文書策定におけるコーデックス委員会と国際政府間組織との協力に関するガイドライン」に定める現行の体制は実用的であり、現在も、OIE を含む他の国際機関と協力するための適切な土台として機能している。
- ・しかしながら、実験的試みを検討することにはメリットもあると考えられる。MSEU が実験として提案するのは、食肉中に含まれる特定の人獣共通感染寄生虫（旋毛虫及び無鉤囊虫）の予防に関するコーデックス／OIE 合同規格の作成である。これは CCFH が提案している新規作業であり、第 34 回 CAC 総会で承認される（ことになっている）。
- ・より長期的なアプローチとして、3 つの規格設定機関（コーデックス、IPPC、OIE）の作業手続きの統一をグローバルに検討することについては、特に異論はない。

⑤ ニュージーランド

- ・わが国は、現在重視されている点、すなわち、コーデックスと OIE が、それぞれの組織構造やプロセスに沿って、密接に協力しながら国際的な食品規格を作成するという考えを支持する。
- ・しかし、より正式な形で共同作業を行うことについては、構造やプロセスの統一に向けた前進という観点から、問題を継続的に検討すべきであると考える。
- ・コーデックス／OIE 合同規格という考えは、原理的にはメリットがあるが、現実には、OIE とコーデックスの活動は規則や組織構造の面で大きく異なっており、これらの違いが存続する限り、コーデックス／OIE 合同規格を作成するためのより正式な仕組みを検討することは、現実的に不可能である。
- ・これまで、コーデックスと OIE は、多くの作業分野で強力な協力関係を築いてきた実績がある。また、最近 CCFH が開始した、食肉中に含まれる特定の人獣共通感染寄生虫（旋毛虫及び無鉤囊虫）の予防に関するガイドライン作成作業は、こうした共同努力により一層強化する機会となるだろう。さらに、再開した動物飼料特別部会における今後の新規作業でも、両機関の協力関係が求められ、より一層強化されることになると考えられる。

⑥フィリピン

- ・コーデックス／OIE 合同規格を作成するという OIE の提案を検討する CCGP の努力は認めるが、「規格及び関連文書策定におけるコーデックス委員会と国際政府間組織との協力に関するガイドライン」（コーデックス手続きマニュアル第 19 版）には、OIE からの技術的インプットを含むコーデックス規格の作成について、既に明確なガイドラインが示されている。
- ・この文書は有効であり、その指針に従つて、これまでにも多くのコーデックス文書が OIE との協力の下に作成されてきた。さらに、回付状に示された合同規格作成のための手続き案を実施するとなると、会議のための新たなコストが発生することも予想される。

⑦米国

- ・過去数年間にわたるコーデックス／OIE 合同規格に関する議論の中で、われわれは一貫して、両機関の使命、優先事項、運営手続きの違い（特に透明性及び包括性）について懸念を表明してきた。こうした相違は、効率的な合同規格作成の妨げになると考えられる。
- ・ただし、共同作業の機会がないわけではない。それぞれの機関における活動の成果を調整・統合するよう努力すれば、コーデックスと OIE はそれぞれの固有の役割と専門性を最大限に發揮でき、相互の利害に立脚し、重複を避けながら、消費者のための安全な食品供給を促進できると考えられる。
- ・現在の協力関係は、こうした共同作業を支えるものである。OIE は、オブザーバーという立場でコーデックスの作業に積極的にかかわることが可能であり、両機関の事務局は継続的に議論を交わしている。また、両機関の間でそれぞれの活動を報告し合ってもいる。このアプローチは、これまでも有効に働いてきた。
- ・この協力関係が今後も成功をおさめるようにするには、コーデックスと OIE が互いの使命と責務を尊重し、それぞれの境界内で活動することが重要である。

F. 結論

「一般原則部会における検討経過に関する研究」
(第 18 回会議 (2003 年 4 月) から第 26 回会議
(2010 年 4 月)) の分野でのコーデックス会議の経

緯および 27 回会議に向けた各国の動向をまとめることができた。これは日本政府の対処方針の決定に役立つことが出来た。

G. 健康危険情報

特になし

H. 研究発表

論文（著書）

◆今村知明、神奈川芳行、板倉弘重 他.

第2章 食品衛生と食品衛生関連法規.

熊田薰、後藤政幸、桜井直美 編著.

管理栄養士養成課程「栄養管理と生命科学シリ

ーズ」食品衛生の科学・記入式ノートつき..

2011 Apr;p.7-21.

発表業績は特になし

I. 知的財産権の出願・登録状況

特になし

C O D E X 「一般原則部会」の報告書とりまとめ
(主催国：フランス(パリ))

○CODEX 総会およびCCGP（一般原則部会）の開催状況（2003年以降）

開催年	CODEX 総会 開催月日	CCGP 部会 開催月日	備考
2003年		第18回会議(4月7日～11日)	
	第26回総会(6月30日～7月7日)		
		第19回会議(11月17日～21日)	
2004年		第20回会議(5月3日～7日)	
	第27回総会(6月28日～7月3日)		
		第21回会議(11月8日～12日)	
2005年		第22回会議(4月11日～15日)	
	第28回総会(7月4日～9日)		
2006年		第23回会議(4月10日～14日)	
	第29回総会(7月3日～7日)		
2007年		第24回会議(4月2日～6日)	
	第30回総会(7月2日～7日)		
2008年	第31回総会(6月30日～7月4日)		
2009年		第25回会議(3月30日～4月3日)	
	第32回総会(6月29～7月4日)		
2010年		第26回会議(4月12日～4月16日)	
	第33回総会(7月5日～7月9日)		
2011年			
	第34回総会(7月4～7月9日)		
2012年		第27回会議(4月2日～4月6日)	
	第35回総会		

I. 委託事項

食品規格委員会が当部会に委託している手続き並びに一般的な事項を取り扱う。
それらの事項としては、次のものが含まれる。

- (1) 食品規格の目的及び範囲、食品規格の性質及び各国による食品規格の採択の様式を定義する一般原則の制定
- (2) 規格部会に対するガイドラインの開発
- (3) 個別規格または規格の規定が有する経済上の可能性ある意義に関して、各政府から提出された経済的衝撃の声明を検討する機構の開発
- (4) 食品の国際貿易に関する倫理規範の制定

II. これまでの重要決定事項

<第18回会議関係>

- (1) Definitions of Risk Analysis Terms Related to Food Safety(フードセーフティーに関連するリスクアナリシス用語の定義) (1997年、1999年一部改訂)
- (2) 「The Code of Ethics for International Trade in Foods(食品の国際貿易に関する倫理規範)」(1979年、1985年改訂)
- (3) 「The Statements of Principle on the Role of Science and the Extent to which Other Factors are taken into account(科学の役割及びその他考慮すべき事項に関する原則)」(1995年採択)
- (4) 「地域経済統合機関の加盟資格」に関わる手続き規程の改定案を第26回総会へ提出することに合意した。主な改訂点は以下のとおり。(ALINORM O3/33A APPENDIX III、添付資料参照)
 - i 現行手続き規程のルールI 3をルールI 4とし、新たに以下のルールI 3を追加する。
"Membership shall also comprise regional economic integration organization members of either FAO or WHO that notify the Director-General of FAO or WHO of their desire to be considered Member of the Commission"
 - ii 現行手続き規程のルールIIをルールIIIとし、新たに8つの条文から成るルールII(加盟組織)を追加する。
- (5) 「コーデックスのフレームワークにおけるリスク分析のための作業原則素案」をStep8に進めることに合意した。(ALINORM O3/33A APPENDIX IV)

<第19回会議関係>

- (1) 手続き規程のルールIV「執行委員会」とルールX II「予算及び支出」(発展途上国との特別基金の設置)の改訂案を第27回CAC総会に提出することに合意した。(ALINORM O4/27/33 APPENDIX II)
- (2) 戰略的計画の策定や作業評価(critical review)の実施等が決定されたのを受け、基準や関連テキストの重大な見直しに関連する「コーデックス基準及び関連テキストの策定手順」の改訂案を第27回CAC総会に提出することに合意した。本改訂案では現行パート1がパート3に変更され以後の番号が繰り下がり、新たにパート1(戦略的計画の策定)及びパート2(作業評価評1面)が追加された。(ALINORM O4/27/33 APPENDIX III)
- (3) 議長の選定基準を第27回CAC総会に提出することに合意した。(ALINORM O4/27/33 APPENDIX IV)
- (4) コーデックス部会及び特別政府間作業部会の主催国に対するガイドライン案を第27回CAC総会に提出することに合意した。(ALINORM O4/27/33 APPENDIX VI)
- (5) コーデックス部会及び特別政府間作業部会の議長に対するガイドライン案を第27回CAC総会に提

出することに合意した。(ALINORM 04/27/33 APPENDIX VII)

＜第 20 回会議関係＞

- (1) 手続規則 VIII.5 「オブザーバー」の改正案を第 27 回 CAC 総会に提出することが合意された。
(ALINORM 04/27/33A APPENDIX III)
(注) 第 27 回 CAC 総会において出席国数が定足数を満たさなかったため、次回総会に先送りとなつた。
- (2) 「トレーザビリティ・プロダクト・トレーシング」の提議案を手続規則に載せるよう第 27 回 CAC 総会に提案することが合意された。(ALINORM 04/27/33A APPENDIX IV)
(注) 第 27 回 CAC 総会において採択された。
- (3) 手続規則のなかの「食品」の定義を見直すことが新規作業として承認された。

＜第 21 回会議関係＞

- (1) 「作業の優先順位確立に関する規準の改訂案」については、総会での採択を求めることがとなり、さらに今後の進め方を確認することになった。
(注) 第 28 回総会にて改訂案が承認され、さらにコーデックス部会の構成や委託事項を踏まえて必要に応じて基準を見直すこととされた。
- (2) 「物理的作業部会及び電子的作業部会のガイドライン案」の内容について検討し、総会での採択を求めることがとなった。
(注) 第 28 回総会にて採択された。
- (3) 「CAC の活動における国際非政府機関の参加に関する原則改訂案」の内容について検討し、総会での採択を求めることがとなった。
(注) 第 28 回総会にて採択された。
- (4) 「国際的政府機関との協力に関するガイドライン案」の内容について検討し、総会での採択を求めることがとなった。
(注) 第 28 回総会では一部字句の修正を施し、承認された。
- (5) 「議長選出に関する手続き規則改正案」の内容について検討し、総会での採択を求めることがとなった。
(注) 第 28 回総会にて採択された。

＜第 22 回会議関係＞

- (1) 「受諾手続きの廃止によって生じる手続きマニュアルの改訂案」の内容を検討し、第 28 回総会での採択を求めることがとなった。
(注) 第 28 回総会にて承認された。
- (2) 手続きマニュアル中の「食品」の定義について議論した結果、現在の定義のままで変更しないことで合意し、改訂作業の中止を次回総会に求めることになった。
(注) 第 28 回総会にて承認された。
- (3) 「執行委員会のメンバーの任期に関する手続き規則の改訂案」に関する新規作業に着手することを承認するよう次回総会に求めることになった。
(注) 第 28 回総会にて承認された。

＜第 23 回会議関係＞

- (1) 「手続きマニュアル」の「執行委員会の構成メンバーの任期」に関する諸規定の改定について検討され、メンバーの任期は選出された総会から次回総会までの期間で、再選は 1 回、最長任期は 4 年までとする基本方針にそって修正した Rule III Officer, Rule IV Coordinators, Rule V Executive Committee の改訂条文については第 29 回総会に採択を求めることが合意された。
(注) 第 29 回総会にて改訂条文は承認された。
- (2) 「手続きマニュアル」の「経済的影響に関連した文書の検討を含むコーデックス規格の策定手続きの Step 8 における企画の検討に関するガイドライン」を削除して「手続きマニュアル」の関連する文章に入れ込む修正について合意し、第 29 回総会での採択を求めることがとなった。
(注) 第 29 回総会で改訂案は承認された。

- (3) 「コーデックス規格の一般原則」の見直し案については、コーデックス規格は国内法規に取って代わるものではないとの文章を加えるなどの修正を合意し、第29回総会での採択を求めることがとなった。

(注)第29回総会で検討の結果、CCGPに差し戻して再検討することになった。

- (4) 「コーデックス規格及び関連文書の受諾に関する用語“暫定措置(interim)”の検討」については、“暫定措置”的用語は食品安全に関わる規格の採択では原則として用いるべきではないとの趣旨の提言を取りまとめ、第29回総会での採択を求めることがとなった。

(注)第29回総会にて承認された。

＜第24回会議関係＞

- (1) 2006年9月にベルギーにおいて開催されたWGが作成した、「加盟国向けの食品安全のためのリスク分析に関する作業原則原案」について詳細に検討され、修正された作業原則原案がStep5として承認され、さらにStep6及び7を省略してStep8として承認することを提案することで合意された。

(注)2007年7月の総会では最終選択の可否について意見が分かれたが、最終的にStep5/8で採択された。なお、4月の一般原則部会での審議のあり方が問題視され、数カ国が総会の決定に対して保留を示した。

- (2) コーデックスにおける非政府系国際組織のオブザーバーとしての活動の必要性は認識されているが、オブザーバーの資格要件の見直しに伴い、資格の取り消しをどう規定するかについて検討された。最終的に"Principles Concerning the Participation of International Non-Governmental Organization in the Work of The Codex Alimentarius Commission"のセクション6の第1項の文章中で「オブザーバーステータスが付与された時点に適用された基準を満たさなくなった場合」という記述を「セクション3及び4の基準を満たさなくなった場合」と改訂することで合意した。

(注)総会で承認された。

- (3) 残留農薬部会によって適用されるリスク分析原則案については、マレーシアから各部会で適用されるリスク分析原則案に食い違いがあつてはならないとの発言があり、必要に応じてこの点を改善していくこととして、CCPRから提案されたリスク分析原則案は編集上の修正を踏まえて承認された。

- (4) 食品中の残留動物用医療薬品部会におけるリスクアセスメントポリシーを含めたリスクマネジメント方法論原案については、CCPRのリスク分析原則案での議論を踏まえ、非開示情報の扱いなどに関して若干のテキストの修正を施して承認された。

- (5) CCMASが完成させた"Proposed Amendment of the Principles for the Establishment or Selection of Codex Sampling Procedures"について検討し、承認された。GSFAにおける食品添加物規定の追加及び見直しの検討のための手順案(CCFAC)新たに組織されたCCFAにおいて個別食品規格の添加物の基準とGSFAの基準の調整作業が行われていることを考慮して、本手順案の検討は必要ないとの意見もあったが、最終的に本手順案は承認された。

(注)総会にて承認された。

- (6) 第23回会議において、「コーデックス規格の改訂及び修正手続きに関するガイドライン」に「無期休会となつたコーデックス委員会によって作成されたコーデックス食品規格の改訂のための取り決め」を取り込んで一つの文章にまとめることが決定した。このことを踏まえて、事務局が作成した「コーデックス食品規格及び関連テキストの作成に関する手続き」の改訂案について検討した結果、「手続きマニュアル」中のテキスト改訂案を委員会に提出することが合意された。

- (7) 前回の会議において「コーデックス食品規格の一般原則」の改訂案を委員会に提案することが合意され、第29回委員会総会にて検討されたが、マレーシアの一般原則における助言的文章に関する規定を削除することの懸念を受け、委員会は当部会に差し戻すことに合意した。マレーシアの「関連テキスト」を明確にするための文章の追加提案について審議した結果、「関連テキスト」の文言に脚注をつけ、実施規範、ガイドライン、提言などが含まれることを明確にすることで合意された。当部会はこの「コーデックス食品規格の一般原則」案を総会に提案することで合意した。

＜第25回会議関係＞

- (1) 「食品の国際貿易における倫理規範」の改訂原案について検討され、タイトルを「CODE OF ETHICS FOR INTERNATIONAL TRADE IN FOOD INCLUDING CONCESSIONAL AND FOOD AID TRANSACTIONS」とし、第2条スコープに無償取引や食料援助に関する記述を追加し、第3条原則に賞味期間に関する記述を追加し、第4条のタイトルを変更し、他国に輸出される食品は他に根

拠がない限り輸出国の法律も満たすべきであること等の変更を加え、改訂案として第32回総会へStep5/8で提案することに合意した。
しかしながら、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、フィリピン、タイ、チュニジア、ウルグアイは迅速ステップの扱いにはコンセンサスが得られていないとして留保した。

- (2) 日本から2005年の受諾手順の廃止に伴うCCGPの付託事項の見直しの提案があり、第2センテンスの削除について討議した。
その結果、部会は以下のように付託事項の第2センテンスを削除することを総会に提案することに合意した。
なお、マレーシアはこの決定に異議を表明した。

Terms of Reference

To deal with such procedural and general matters as are referred to it by the Codex Alimentarius Commission.

~~Such matters have included the establishment of the General Principles which define the purpose and scope of the Codex Alimentarius; the nature of Codex standards and the forms of acceptance by countries of Codex standards; the development of Guidelines for Codex Committees; the development of a mechanism for examining any economic impact statements submitted by governments concerning possible implications for their economies of some of the individual standards or some of the provisions thereof; the establishment of a Code of Ethics for the International Trade in Food.~~

- (3) 日本から提案のあった手続きマニュアルの付属書「STATEMENTS OF PRINCIPLE CONCERNING THE ROLE OF SCIENCE IN THE CODEX DECISION-MAKING PROCESS AND THE EXTENT TO WHICH OTHER FACTORS ARE TAKEN INTO ACCOUNT」の中の“受諾”的用語の使用の見直しについて検討した。各国代表団からは”受諾”的用語の見直しは不要、この付属書の訂正是不要等の意見が出され、部会は、当該付属書の改訂は行わず、第4項に対して受諾手続きは2005年に撤廃されたとの注釈を脚注に加えるよう総会に提案することで合意した。
- (4) 部会はニュージーランドと英国が作成した“risk-based”若しくは“based on risk assessment”的用語の定義の必要性等に関する資料について検討し、この資料での指摘事項は現在及び今後の委員会の作業において心に留めるべきであるということに合意し、この資料については作業を継続しないことに合意した。
- (5) 第31回コーデックス委員会においてブラジルからコーデックスの様々な活討の結果、第25回CCGPの会議において事務局が作成した途上国のコーデックスの委員会、部会、タスクフォース、ワーキンググループへの参加状況とその改善策を検討することとなり、今回、事務局の作成したデータについて検討し、8つの改善策(Step3と6における書面コメントの活用、年間の会合開催回数の削減、テレビ会議の導入等)に関して様々な意見を交換した。
部会は更なる討議のために、これまでの検討内容を総会に報告することに合意した。

＜第26回会議関係＞

- (1) 「食品の国際貿易における倫理規範」の改訂案に以下の修正を加えてStep8とし、第33回総会(2010年7月)での最終採択を諮ることで合意した。【議題3】(第33回総会で採択された。)
①Article 1, Section 3.2 (b) 及び (e)：意味をより明確にするための字句文言等を整理した。
②Section 3.2 (f)：“shelf life”を“expiration date”に置き換えた。
③Section 4.2：“輸出国が規定する“最低条件(minimum requirement)”に適合しない食品の再輸出をしない旨”を示した文書について、“最低(minimum)”を削除し、さらに、“食品安全の要件(food safety requirements)”と書き換えるべきとのグアテマラの提案について議論した結果、本項は、安全と品質の両方の規定をカバーすることを確認した上で、“minimum”を削除した。
④また、本規範案が、コーデックス基準に合致していない食品の輸出、及び、コーデックス基準より厳しい基準を輸入国が適用することを許す内容となっているとのチュニジアの懸念についても検討し、文書中にある“multilateral agreements”がWTO協定を含むことを示す脚注を追加した。
⑤Section 4.4については、いくつかの国が、本倫理規範は、国際流通する全ての食品が対象であることから、個別食品である“代替粉乳のマーケティングに関する国際規範”について特別に言及するのは適切でないとして削除を提案したが、以下の理由により、本項は修正しないことで合意した。
・開発途上国において不正な代替粉乳の流通が深刻な問題になっている実態があり、当該国

際規範の重要性を強調することが必要であること。
・本件が倫理的に重要であることが本会議で確認されたこと

- (2)「コーデックス各部会及び特別部会の議長向けガイドラインの改定案」について議論された結果、提案文書に必要な修正を加え、「討議の中、意見の対立がある場合、議長はコンセンサスが得られたかどうか判断する前に、対立する議論を調整するよう努めることによって、関心を有するメンバーの意見が確実に考慮されるようにしなければならない。」とすることで合意し、第33回総会での採択を諮ることとなった。【議題4】
- (3)「コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 に従い、各一般問題部会（食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会及び栄養・特殊用途食品部会）に適用されるリスク分析の原則と、リスク分析に関するコーデックスの基本原則との間の一貫性の有無等」について検討した結果、各部会に適用されるリスク分析の原則には一貫性があるとして、Activity 2.1 による作業を終了した。
また、事務局が行ったレビューを各部会に送付することで合意し、今後、各部会は同戦略計画のActivity 2.2 に基づき、個別のリスク分析方針のレビューを行うこととなった。【議題5】
- (4)「コーデックス文書において、無定義又は異なる定義の基で用いられている用語 “competent authority”について、統一的な定義を作成することの利点」などについて検討した結果、以下の理由により、当該用語の統一的・一般的な定義を策定する利点はないとの見解で合意した。【議題6】
・2010年2月に開催された第18回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）において、当該用語の定義は不要との結論に至っていること
・一般的に用いられる当該用語の定義付けを行うことは、既存のコーデックス文書及び当該用語を使用する各国政府の取組に影響を与えるため、留意する必要がある旨のオーストラリアからの意見に我が国、EU を含め多くの国が同意したこと
- (5)「一般原則部会の付託事項（Terms of Reference）の修正案」については、議論の結果、以下の修正を加えることで合意した。【議題7】
①より正確になるよう第一文に加筆し
②各部会から提案される手続きマニュアルに関する提案・修正案の検討及び承認、並びに総会に対する手続きマニュアルの修正を自ら提案すること等、本来の業務を明確化し
③受諾に関する事項を含んでいる第二文及び倫理規定の策定に関する最終文を削除する
また、経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述を削除するか否かについては結論が出ず、各國へ意見を求め、次回会合で引き続き検討することとなった。
- (6)「OIE とコーデックスの合同規格策定の可能性」については、討議文書が会議当日に配布されたため、我が国を含めいくつかの国から、今次会合で中身に踏み込んだ議論をするのは難しいと指摘されたことを受け、最終的に、当該討議文書を各国に回付して意見を求め、次回会合で具体的に議論することになった。【議題8】
- (7)「コーデックス会議の共同開催」については、討議文書に示されている「コーデックス会議の共同開催に関するガイドラインの修正案」を一部修正し、第33回総会での承認を諮ることで合意した。
また、共同開催に必要な手続きやタイムフレームなど有用な関連情報を掲載する事務局 web ページの創設とその具体的な内容についても合意した。【議題9】
- (8)「討議文書の配布、報告書の長さ及び内容」については各国から様々な意見が出され、我が国も、会議資料の配布の遅延に関連し、実態を比較調査するのが適当ではないかと提案したのに対し、コーデックス事務局は、今後の事象には対応できるが、過去の配付状況を調査するのは困難である旨の回答があった。
議論の結果、本討議文書を2010年秋に開催が予定されているラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会で検討するとともに、その他の地域調整部会へも参考情報として配布することが合意され、本件は次回会合で引き続き検討する事項であることが確認された。【議題10】
- (9)手続きマニュアル第19版の構成を変更し、索引を廃止したことが報告された。【議題11】
- (10)その他の事項及び今後の作業として以下の2項目について討議された。【議題12】
①ステップ8で保留されたコーデックス規格案等
コーデックス規格及び関連文書の策定に関する手続き規定の第5項には、総会は規格案又は原案を最終採択せずにそのままステップ8に保留することができる旨の規定があるが、その場

合の具体的な条件や、その後、最終採択に向けて何をすべきかについてのガイダンスが存在しないことから、新規作業として、こうしたガイダンスを策定する必要があるとの指摘が、多くの国からあった。

議論の結果、オランダとカナダを共同議長とする新たな電子作業部会の中で以下の事項に関する討議文書を作成し、次回会合で議論することになった。

- a) 上述の第5項に関する現在起きている事象の調査結果
- b) リスク分析の原則に沿って規格案又は原案が関連部会で策定されたにもかかわらず総会においてそれらがステップ8に保留されている事象についての具体的記述

②経済的影響に関するステートメント

マレーシアとブラジルが共同議長を務める新たな電子作業部会の中で以下の討議文書を作成し、次回会合で議論することになった。

- a) 個々の規格案やその規定の経済的影響について各国が提出したステートメントを検証するメカニズム案
- b) 上記メカニズム案に関する規定案
- c) 各国が当該ステートメントを作成する際の様式案

III. コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項 等

○第 18 回会議(2003 年 4 月 : H15)

- (1)CCMS から提案された「クライテリアアプローチを用いる分析方法の選定に関する一般基準」及び「コーデックス分析方法の構築に関する原則」の改訂を承諾した。 (ALINORM03/33A APPENDIX II)

○第 20 回会議(2004 年 5 月 : H16)

- (1) CCMAS から付託された「单一試験書による妥当性確認」及び「コーデックスで用いる分析用語修正案」、「コーデックス規格及び関連文書の作成手順」の修正案を第 27 回 CAC 総会に提出することが合意された。 (ALINORM 04/27/33A APPENDIX II)

(注)第 27 回 CAC 総会において採択された。

○第 21 回会議(2004 年 11 月 : H16)

- (1)事務局作成資料に基づいて、第 27 回コーデックス総会の決議事項及び付託事項の説明があった。特に、コンセンサスの定義の作成や関係する Procedural Manual の改訂について議論を行い、結果、新たな作業として取り上げないことを合意した。

- (2)CCFAC からの付託事項の内、Draft Risk Analysis Principle Applied by the CCFAC については、マレーシアなどから文章の修正要求が出され、CCGP のその他の規則などとの整合を可能な限り図るという権限において、内容の現行を伴う修正が適當かどうか、文書を修正した場合に CCFAC に戻すかどうかの議論を行い、結果、すでに採択済みの Working Principles for Risk Analysis for Application in the Framework of the Codex Alimentarius との整合を図る観点から、複数の文章を修正し、Codex 総会に Step 8 として採択するよう勧告することを合意した。

なお、この Text については他の部会に影響を及ぼすようなひな形には必ずしもしない点を確認した。

(注)第 28 回総会では一部文句の修正を施し、承認された。

- (3)もう一つの付託事項の Draft CCFAC Policy for Exposure Assessment of Contaminants and Toxins in Food or Food Groups については、一文句の修正を行い、Codex 総会に Step 8 として採択を勧告することを合意した。

(注)第 28 回総会で承認された。

○第 23 回会議(2006 年 4 月 : H18)

- (1)分析・サンプリング法部会(CCMA)から提案のあった「分析結果の活用」の改訂案については、第 29 回総会に採択を求めることが合意された。

(注)第 29 回総会で検討の結果、改訂案は承認された。

- (2) 2005 年の総会で CCFAC を食品添加物部会(CCFA)と食品中汚染物質部会(CCCF)に分割することが決定した。この決定に従って事務局が作成した CCFA 及び CCCF の付託事項案について検討し、修正した上で第 29 回総会に提案することが合意された。

(注)第 29 回総会では一部修正されて承認された。

- (3) 食品衛生部会(CCFH)の新しい付託事項として食品照射に関する事項を提案することが合意されたが、同時に CCFH、CCFA、CCCF の各部会に食品照射の事項を扱うのに最適な部会はどこか、意見を求めることが合意された。

(注)第 29 回総会では食品照射は CCFH が扱うことが合意された。

- (4) 残留農薬部会(CCPD)が作成した「JMPR(FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)による評価対象の優先順位付け基準改訂案」の内容について検討し、一部を修正した上で第 29 回総会に採択を求めることが合意された。

(注)第 29 回総会で検討の結果、改訂案は承認された。

○第 24 回会議(2007 年 4 月 : H19)

- (1)EC から提案を受け、ヨーロッパ地域調整委員会のメンバーシップに関わる「手続き規定」の記述を他の地域調整委員会と調和させることが合意された。地域調整国が執行委員会に出席するようになったことを受け、地域から選出された執行委員会メンバー国と地域調整国の役割分担について検討され、役割を明確にするために「手続き規定」の Rule V パラグラフ 1 に新しい文章を追記するよう総会に提案することが合意された。

- (2)コーデックス食品規格の汚染物質に関するセクション中に食品中の汚染物質及び毒素に関する一般

規格(GSCTF)を参考すべし、との文言を記述する件については CCFAC が提案した標準文章が承認された。

○第 25 回会議(2009 年 3 月 : H21)

- (1) 分析・サンプリング部会(CCMAS)から提案された「コーデックスで使用する分析用語に関するガイドライン案」の作業の終了に伴う手続きマニュアルの修正、栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)から提案された「CCNFSDU に適用されるリスク分析の原則案」について承認された。
- (2) ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会(CCLAC)からの提案については、コーデックス手続きマニュアルにおける、手続き規則「第 10 記録と報告」の第 1 項と、「コーデックス各部会及び特別部会の会合の開催に関するガイドライン」の「会合の開催」のセクションの最終パラグラフは矛盾せず、補完的な役割を果たしていることを確認した。
- (3) 執行委員会(CCEEXEC)に対し、「コーデックス各部会及び特別部会の会合の開催に関するガイドライン」の「会合の開催」のセクションの最終パラグラフについても、必要な修正を加えて手続きマニュアルに収載することを推奨することで合意した。

○第 26 回会議(2010 年 4 月 : H22)

- (1) 食品衛生部会から付託された「食品衛生部会に適用されるリスク分析の原則及び手続き」原案は、本体と付属文書との間に重複があることについて議論されたが、特に修正することなく承認された。
- (2) 「個別食品規格の様式」(手続きマニュアル) 中の食品添加物の項の修正案についても承認された。

IV. 近年作業が完了した議題と現在検討中の規格等

1. 近年作業が完了した議題と経緯

作業完了議題	各国の対応
(1) コーデックスのフレームワークにおけるリスク分析のための作業原則案	<p>消費者の健康保護及び公正な貿易の確保に配慮するとともに、必要に応じて予防処置を執りうることなどが盛り込まれた作業原則案 ○第18回会議(2003年4月:H15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第24回コーデックス総会(01年)において、「リスク分析のための作業原則」(リスク分析の目的、適用範囲などを規定)については、03年までにコーデックス内部向けの作業原則をまず完成することとなった。 ・その後、鋭意作業が進められ、主要な対立点はすべて解消し、02年の執行委員会でStep 5に進められた。 ・議論の結果、risk evaluation の用語を preliminary risk management activities に修正するなどの若干の修正を加え、Step 8として、26回CAC(03年6月)総会に進めることが合意された。 (注)第26回CAC総会において採択された。
(2) 地域経済統合機関の加盟問題について	○第18回会議(2003年4月:H15) <ul style="list-style-type: none"> ・EC等地域経済統合期間の加盟問題については、02年の一般原則部会で様々な疑念が呈されたため、FAO憲章・法律事項部会が検討を行いその報告書が出された。 ・今次部会では、当学報告書を参考にしつつ、手続きマニュアルの改定案について議論された。 ・米国から、「メンバー期間と加盟国はその権限の範囲内で議論に参加する」等の修正提案がなされたが、EU諸国から「このような最終時点での修正提案は理解できない」等の反対意見が相次いだ。 ・結局、米国提案は採用されない形で手続き規定の改訂案を第26回総会へ提出することに合意した。 ・主な改訂点は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・現行手続き規定のルールI3をルールI4とし、新たに以下のルールI3を追加する。 ・"Membership shall also comprise regional economic integrations members of either FAO or WHO that notify the Director-General of FAO or WHO of their desire to be considered Member of the Commission". ・現行手続き規定のルールIIIとし、新たに8つの条文からなるルールII(加盟組織)を追加する。
(3) 食品安全のためのリスク分析のための作業原則案	○第18回会議(2003年4月:H15) <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国向けの原則についても、コーデックス向けに引き続いで作成することとされ、02年の執行委員会で新規作業として承認された。 ・提示されている事務局案は、コーデックス向け原則案をベースにコーデックスの手続きに固有の部分を除いた原則案となっている。 ・議論の進め方については以下のようない見があった。 <ul style="list-style-type: none"> ・各国向けの原則案については、コーデックス向けをベースにした本原案の検討を進めるべき(EU諸国、カナダ) ・各国政府がリスク分析を適用する際にもっと有用なガイドラインを作成すべき。(米国、豪州) ・一般的な原則を作成することとして、必要に応じてガイドラインを作成すべき。(ノルウェー、日本) (予防措置) <ul style="list-style-type: none"> ・予防措置については、重要なリスク管理の選択肢の一つであるとの共通認識であった。 ・以下の点について対立があった。 <ul style="list-style-type: none"> ・各国が予防措置を適用するためのガイドラインを作成すべき(EUほか欧州諸国) ・予防の概念はSPS協定にすでに規定されているため、ガイドラインを作成する必要性がない。(米、南米諸国等)